

ロマ書序言

ロマ教会のこと　ロマ帝国の都に、どのような使徒がまず布教したかは、聖書に明らかではないが、使徒行録二章十節によれば、聖霊降臨の時、聖ペトロの説教を聞いた人々の中にローマ人がいた。そこでその人々を初め、その他都にのぼったユデア人、およびキリスト信者が教会の基礎となつたことは疑いない。聖ペトロが、クロウジオ皇帝の第二年、すなわち紀元四二年、あるいは四三年にあたり、自らローマに行つてその教会を設立し、ロマ教座の基礎を固めたことは、教会初代の聖イグナシオおよび聖イレネオの著書にも見え、歴史家ユゼビオおよび聖エロニモが証明した古伝説にも見られる。ロマ教会成立の初めは、その信者のおおかたはユデア人であつたが、やがて異邦人もこれに感化されて、その多数を占めるに至つた。しかし、もとユデア教に属していた人々は、なおモイゼの律法を守るべきことを主張したので、聖パウロは、その教会に從來関係をもつていなかつたにもかかわらず、異邦人の使徒として、これに書簡を送り、人が義とされるのはモイゼの律法を実行することによらず、救霊たすかりの福音および信仰によることを述べる必要があつたのである。

題目および区分　本書の主題は明らかに一章十六、十七節に記したように、福音を信すること、ユデア人にも異邦人にも救霊を得べき道であることを示し、信仰の必要を提示することにある、

救^{たすかり}霊はキリストが万民のために設け給うたところであつて、単にユデア人だけでなく、異邦人もまたこれを得るよう、これを得る道はユデア教の業ではなくて、キリスト教における信仰であることを論ずる。さてこれを区分すると、初めに重々しい挨拶があつて、(一章一―十七節)、本文はまず義とされる教理について述べる、(一章十八節―十一章三十六節)、更にこれを細分すると、その第一は殊に義とされる必要および性質、(一章十八節―五章二十五節)、第二はこれから起る修身上の結果、(六―八章)、第三は救霊に関するユデア人の一致を説き、(九―十一章)、次に倫理のことを述べ、信仰に従つて生活する道を教え、(十二―十五章十三節)、なおパウロ自身に關する種々のことをかかげ、(十五章十四節―十六章二十三節)、終わりにのぞんで重々しい末文がある(十六章二十四―二十七節)。

本書の特色　ロマ書はパウロの書簡中最も肝要なものである。すなわち書簡としてよりはむしろ一部の神学書として見るべく、パウロの教えの綱領^{こうりょう}を略述^{りやくじゆつ}したもののようである。偶像教の原因および結果、ユデア教の意味、および将来におけるキリスト教との關係、罪およびその惡結果、第一第二アダン相互の比較、または人類に対する關係など、最も趣味あることを述べ、行文、暢達^{ちやうたつ}、穩健であつて、所論に力があるのは、最も著しい特色である。

本書をしたためた所および年代　所はコリント、年代は聖パウロの第三伝道旅行中で、およそ紀元五九年の初めらしい。

使徒聖パウロ、
ロマ人に送りし書簡発ほつ端たん

第一意

挨拶

1 イエズス・キリストのしもべにして使徒と召され、神の福音のために分かれたれ
 2 たるパウロ、¹ 2 この福音は先に神が、その予言者たちをもって聖書のうちに、御子わが主イエ
 3 ズス・キリストにつきて約し給いしものにして、³ この御子は肉体にてはダヴィドの末よりなり、
 4 聖徳の靈にては大能^{たいのう}をもって死者のうちよりの復活によりて神の御子と証²せられ給えり。⁵ わ
 れらは、そのみ名のために万民を信仰に服従せしめんとて恩寵と使徒職とをこうむりたるなり、
 6 汝らも万民のうちよりイエズス・キリストに召されたる者なれば、⁷ 7 書簡をすべてロマにあ
 りて神に愛せられ聖徒³と召されたる人々に送る。願わくは、わが父にてまします神および主イエ
 ズス・キリストより恩寵と平安とを汝らに賜わらんことを。

8 志を述べてロマ人の心を得んとす。 8 汝らの信仰、全世界に吹聴^{ふいちやう}せらるるがゆえに、われまず
 9 汝ら一同のためにイエズス・キリストによりて、わが神に感謝し奉る。 9 けだし、わが祈祷のう
 10 ちに絶えず汝らを記念し、¹⁰ 常にいかにしてか神のおぼしめしにより、いつしか安らかなる道⁴を
 得て、ついに汝らに至らんとこいねがえるは、御子の福音において、わが、いっしんに仕えまつ
 11 る神の、わがために証し給うところなり。¹¹ けだし、わが汝らを見んことを望む⁵は、いささか靈

12 の恩寵を汝らに分け与えて汝らを堅固ならしめんため、12すなわち汝らのうちにありて、汝らと
 13 われとの互いの信仰をもつて相勧むる⁶ことを得んためなり。13兄弟たちよ、われは、わが他の異
 邦人におけるごとく汝らのうちにも、いささか効果を得んため、しばしば汝らに至らんと志して、
 14 しかも今まで妨げられたることを汝らの知らざるを好まず。14われはギリシア人にも異国人にも、
 15 学者にも無学者にも負うところあり、15さればまた、汝らロマにおける者にも福音を伝えんと欲す
 ること、せつなり。

16 述べんとする題目 16けだし、われ福音を恥とせず、これすべて信ずる者のためにはユデア人
 17 を初め⁸ギリシア人にも救いとなるべき神の能力なればなり。17すなわち神の「賜える」⁹義が信仰
 より信仰に至る¹⁰ことは福音のうちに現わる、書きしるして、「義人は信仰によりて生きん¹¹」とあ
 るがごとし。

第一編 教理上のこと。イエズス・キリストに

おける信仰によりて義とせらるること

第一項 義とせらるるの必要および性質

第一款 人みな義とせらるるを要す

18 異邦人の罪 18それ神の怒りは真理を不義に押さうる人々の、すべての不敬不義の上に現わる。

19 けだし神につきて知られたる事がらは彼らにあらわなり、そは神すでに彼らにこれを表わし給
 20 いたればなり。20 すなわち、その見得べからざるところ、その永遠の能力も神性も、世界創造以
 21 来造られたるものによりて悟られ、明らかに見ゆるがゆえに、人々弁解することを得ず。21 けだ
 し、すでに神を知りたれど神としてこれに光榮を帰せず、また感謝せず、かえって理屈のうち¹³
 23-22 むなしくせられて、その愚かなる心暗くなれり。22 すなわち自ら知者と称して愚者となり、23 朽
 ちざる神の光榮に代うるに、朽つべき人間、鳥、^{けだもの} 獣、蛇などに似たる形をもつてせり。
 24 その天罰 24 これによりて神は彼らをその心の欲、^{よく} すなわち淫乱^{いんらん}のうち任せ給いて、彼らは互
 25 いにその身はずかしめ、25 神の真実^{まこと}を虚偽^{きよぎ}に代え、造物主^{ぞうぶつしゆ}をさしおきて被造物を拜み、これに
 26 仕うるに至りたればなり。造物主こそは世々に祝せられ給うなれ、アメン。26 これによりて神は
 彼らを恥すべき情欲のうち任せ給えり、けだし彼らの女は自然の用を代えて自然にもとれる用と
 27 なし、27 男もまた同じく女の自然の用を捨てて互いに私欲を燃やし、男と男と恥すべきことをな
 28 して、その迷いに価せる報いを、おのが身に受けたり。28 また神を認めたることを証せざりしが
 29 ゆえに、神また彼らをその邪心^{じやしん}のうち任せ給いて、彼らは不当なることをなすに至れり。29 すな
 わち、あらゆる不義、悪心、私通、貪吝^{どんりん}、不正に満ち、しつと、殺人、争鬪^{そうとう}、詐欺^{さぎ}、狡猾^{こうかつ}に富み、
 30 ざん害する者、30 誹謗^{ひぼう}する者、神を恨む者、侮辱^{おごよく}する者、傲慢^{ごうまん}なる者、自負^{じふ}する者、悪事の發明
 31 者、父母に従わざる者、31 愚者^{ぐしゃ}、背徳^{はいとく}者にして、愛情なく、忠実なく、慈悲なき人々たるなり。
 32 32 かかることを行なう人は死¹⁶に価す、¹⁸ と言える神の判定^{はんでい}を知りたれども、¹⁷ これを行なうのみなら
 ず、また行なう人々に賛同するなり。

① 使徒行録 9・15、26・16、18、ガラチア書 1・1 ② ラテン訳では予定。 ③ 使徒行録 9・13、26・10 ④ 使徒行録 21・17、28・31 ⑤ 使徒行録 19・21 ⑥ ラテン訳では相慰むる。 ⑦ 原文には夷(えびす)とある。ギリシア語を話さない人民は、こう名づけられたのである。 ⑧ 順序を言えば。 ⑨ 人が義とされる恩寵。 ⑩ 信仰より起こって信者に及ぶとの意。 ⑪ ハバクク 2・4 ⑫ ラテン訳では神の真理。 ⑬ ラテン訳では考え。 ⑭ 真神の意。 ⑮ 偽神の意。 ⑯ 永遠の死。 ⑰ ラテン訳では正義。 ⑱ ラテン訳では、すなわち神の正義を知りたれども、かかることを行なう人、いな、これを行なう人のみならず、行なう者に同意する人も死罪に当たることを悟らざりき。

第二章

ユデア人の罪および罰

1 さればすべて是非する人よ、汝は弁解することを得ず、けだ

し他人を是非するは、おのれを罪するゆえなり、その自ら是非するところと同じことをなせばなり。 2 われらは、かくのごときことをなす人に対して、神の審判が真理にかなえるを知れり。

3 さて、かかることをなす者を是非しつつ自らこれを行なう人よ、汝は神の審判をまぬかれんと思ふか、 4 神の仁慈と堪忍と耐久との豊かなるを軽んずるか、神の慈愛の汝を改心に導きつつあるを知らざるか。 5 さて汝がかたくなと悔い改めざる心によりて、おのれのために神の怒りを積み、 6 おのおのその業に應じて報い給うべき神の正しき審判の現わるべき怒りの日にあたりて、これに触れん。 7 すなわち忍耐をもって善行を努め、光栄と尊貴と不朽とを求むる人々には永遠の生命をもって報い給うべしといえども、 8 争える人、真理に服せず不義につく人には、怒りと憤りとあるべし。 9 すべて悪を行なう者の靈魂にはユデア人を初めギリシア人にも患難と辛苦とあるべけれど、 10 すべて善を行なう者にはユデア人を初めギリシア人にも光栄と尊貴と平安とあるべし。

12-11

神の公平 11 人は人につきて片寄り給うことは神になきところなればなり。 12 けだし、すべて

律法なくして罪を犯しし人は律法なくして滅びん、またすべて律法ありて罪を犯しし人は律法に
 13 よりて審判せられん、13 そは律法の聴聞者ちやうもんしやは神のみ前に義人ぎじんたらずして、律法の実行者こそ義と
 14 せらるべければなり。14 けだし律法を持たざる異邦人らが自然に律法のことを行なう時は、かか
 15 る律法を持たずといえども自らおのれに律法たるなり、15 彼らは律法の働きのおのが心にしるさ
 れたるを表わし、その良心これが証をなし、その思い相互いに、あるいはとがめ、あるいは弁解
 16 することあればなり。16 これわが福音に述ぶることく、神がイエズス・キリストをもって人々の
 密事みじを審判し給うべき日に明らかならん。

ユデア人の驕慢きやうまんを戒む 17 しかるに汝はユデア人と称せられて律法に安んじ、神をもって誇り
 となし、18 そのみ旨を知り、律法にさとされていっそう有益なることを認め、19 あえて、おのれ
 20 をもつてめい、いの手引き、暗闇にある人の灯ともしび、20 愚か者の教師、子どもの師匠ししやうなりとし、律法に
 21 おいて学識と真理との法のりを持てる者と思えり。21 さりながら汝は人を教えておのれを教えず、盗
 22 むなかれと述べて自ら盗み、22 姦淫かんいんするなかれと書いて自ら姦淫し、偶像を憎みて聖なるものを
 24-23 冒し、23 律法に誇りつつ自ら律法を破りて神をはずかしむ、24 書きしるして、「神のみ名は汝ら
 によりて異邦人のうちにのしらる」とあるがごとし。

割礼かうれいのみにては足らず 25 汝、律法を守る時は割礼その益ありといえども、律法を破る時は汝
 26 の割礼はすでに無割礼むかうれいとなれるなり。26 されば無割礼「の人」律法の禁令を守らば、その無割礼
 27 は割礼と等しく見なさるべきにあらずや。27 かくて生来無割礼「の人」律法を全うせば、儀文ぎぶんお
 28 よび割礼ありながら律法を破れる汝を罪に定めん。28 けだし表おもてにしかある人がユデア人たるにあ

らず、またあらわに身にあるものが割礼たるにあらず。29 心中にしかある人こそユデア人、儀文ぎぶんによらず靈による心のものこそ割礼にして、その誉ほまれは人より来らず、しかも神より来る。

① マテオ7・2 ② ラテン訳では悔い改め。③ マテオ16・27 ④ 申命記10・17、歴代史略下19・7、ヨブ記34・19、使徒行録10・34、ガラチア書2・6、コロサイ書3・25 ⑤ マテオ7・21、ヤコボ書1・22 ⑥ イザヤ52・5、エゼキエル36・20

1 **第三章** ユデア人も異邦人も義とせらるるを要す 1 さらばユデア人に何の長ちやうぜるところかある、

2 また割礼に何の益かある、2 そは各方面に多し、すなわち、まず神ののたまひし御言葉は彼らに3 託せられたるなり。3 たとい彼らのうちに信ぜざる者ありしも、これ何かあらん、彼らの不信仰4 は神の眞実をむなしからしむべきか、決してしからず。4 神は眞実にてましまし、¹人はすべて偽る者なり。²書きしるして、「(主よ)これ汝が、その言葉において義ぎとせられ、審判せられ給うも5 勝ちを得給わんためなり³」とあるがごとし。5 もしわれらの不義が神の義を表わすとせば、われ6 ら何をか言わん、怒りを加え給う神は不義なるか、⁴6 こは人の言うごとくに言えり⁵ 7 決してしからず、もししかりとせば、神はいかにしてか、この世を審判し給うべき。7 もしわれらの偽りによりて神の眞実現われ、その光栄の増したらんには、いかでか、われも罪人ざいにんと定めらるること8 あらんや。8 また⁶われらの、ののしられて、しかとなうと、ある人々に言わるとく⁷ 善よく来さんために悪をなすべけんや、かかる人々の罪せらるるは宜よなり。

9 ユデア人は異邦人に先立つ者にあらず 9 しからば何ぞや、われらは異邦人に先立つ者なるか、10 決してしからず、⁴そはすでにユデア人もギリシア人もみな罪のもとにありと証したればなり。10 書きしるして、「たれも正しき者なく、¹¹11 悟る者なく、神を求むる者なし。12 みな迷いて相ともに

13 　むなしき者となれり、善をなす者なし、一人だもあることなし。⁵ 13 彼らの、どは開きたる墓なり、
 その舌をもつて欺き⁶、そのくちびるの下にまむしの毒あり⁷、14 その口は呪いと苦みとに満ち⁸、15
 その足は血を流すために早く⁹、16 破れと禍いとは、その道々にあり、17 彼らは平和の道を知らず、
 18 19-1817-1615-14 18 その目の前に神に対する恐れなし¹⁰とあるがごとし。19 ただし、すべて律法の言うところは律
 法のもとにある人々に向かいて言うこと、われらこれを知れり、これすべての口ふさがりて、全
 20 世界が神に屈伏するに至らんためなり。20 けだし神のみ前には、いかなる人も律法の業によりて
 義とせらるることあらじ¹¹、律法によりて得るは罪の意識なればなり。
 21 新約において義とせらるる性質 21 しかるに律法と予言者とに証せられて神の「賜う」義は、今
 22 や律法のほかに現われたり。22 すなわちイエズス・キリストにおける信仰によりて神の義は信仰
 23 する者のすべてに及び、すべての上にあり、けだし差別あることなし、23 そは、みな罪を犯した
 24 する者にして、神の光栄を要すればなり。24 人々の義とせらるるは、功なくしてただ神の恩寵によ
 25 り、キリスト・イエズスにおける贖いによりてなり。25 すなわち神は従前の罪を忍び給いしに、
 26 その許しをもつて、おのが正義を表わさんために、イエズス・キリストをなだめの犠牲に供え、
 26 その御血における信仰を持たしめ、26 今はおのが正義を証せんとて自らその正義を表わし給い、
 イエズス・キリストにおける信仰の人をも義となし給いしなり。
 27 誇るべきにあらず 27 しからば誇るところ、いずこにかある、そは除かれたり。いかなる法を
 28 もつて除かれたるか、業をもつてなるか、しからず、信仰の法をもつてなり。28 けだし、われら
 29 思うに、人の義とせらるるは律法の業によらずして信仰による。29 神あにユデア人のみの神なら

30 んや、異邦人にもまた、しかるにあらずや、しかり、異邦人にも神たるなり。30 そは神は唯一に
 ましまして、割礼かつれいの人を信仰によりて義とし、無割礼の人をも信仰によりて義とし給えはなり。
 31 さらばわれらは信仰をもって律法を滅ぼすか、しからず、かえって律法を固うするなり。

① ヨハネ3・33 ② 詩編115・11 ③ 詩編50・6 ④ ガラチア書3・22 ⑤ 詩編13・1、3 ⑥ 詩編5・11 ⑦ 詩
 編139・4 ⑧ 詩編9・7 ⑨ イザヤ59・7、箴言1・16 ⑩ 詩編35・1 ⑪ ガラチア2・16 ⑫ 光榮とは、あるい
 は永遠の光榮を賜わること、あるいは義とされる恵みを賜わることを言う。

第二款 旧約をもって信仰によりて義とせらるることを証す

1 **第四章** アブラハムの義とせられしは信仰による 1 さればわれら、わが父アブラハムは肉体上
 2 よりして何を得たりとか言わん、2 そはアブラハム、行ないによりて義とせられたらんには誇る
 3 ところあるべきも、神のみ前にはこれあらざればなり。3 けだし聖書に何とか言えるぞ、「いわ
 4 く、「アブラハム神を信ぜり、かくてそのこと義として彼に帰せられたり」と。4 そもそも働く
 5 人の報いは恵みとせられずして負債よさいとせらる、5 されど働かず、不敬者を義とし給う神を信仰す
 6 る人においては、その信仰、神の恩寵*の規定きていに従いて義としてこれに帰せらるるなり。6 かくの
 7 ごとくダヴィドも、人が行ないによらずして神より義とせらるるを幸いなりと言えり、7 「いわ
 8 く、「その不義を許され、その罪をおおわれたる人は幸いなるかな、8 罪を主の帰し給わざりし
 9 人は幸いなるかな」と。
 9 割礼かつれいによるにあらず 9 さらば、この幸いは、ただ割礼「の人」にのみ留まるか、はた無割礼

10 「の人」にも及ぶか、われらアブラハムの信仰は義として彼に帰せられたりと言いしが、10 彼は
 いかにして帰せられしぞ、割礼ののちか、無割礼の時か、割礼ののちにあらざして無割礼の時な
 11 り。11 かつ割礼の印は無割礼の時の信仰によれる義の印証としてこれを受けたり³。これすべて無
 12 割礼にて信仰する人の父となり、彼らにも「信仰を」義として帰せられしめんためなり。12 また
 一人割礼ある人々の父たるのみならず、わが父アブラハムの無割礼の時の信仰のあとを踏む人々
 にも割礼の父たらんためなり。

13 律法の業によるにもあらず 13 けだしアブラハムまたはその子孫に世界の世継ぎたるべしとの
 14 約束ありしは、律法によるにあらず、信仰の義によれるなり。14 もし律法による人々にして世継
 15 ぎたらば信仰はむなしくなり、約束は廃せられたるなり。15 そは律法は怒りを来し、律法なきと
 16 ころには違法もなければなり。16 されば世継ぎは信仰による、これ、かの約束が恩寵に従いて、
 17 すべての子孫に対して固められんためなり。こは、ただ律法による子孫のみならず、アブラハム
 17 の信仰によりて子孫たる人のためなり。17 けだし書きしるして、「われ汝を立てて多くの民の父
 18 たらしめたり⁴」とあるがごとく、アブラハムは、その信せしところの神、すなわち死したる者を
 18 生かし、なきものをばあたかもあるもののごとくに呼び給う神のみ前において、すべてわれらの
 19 父たるなり。

18 アブラハムの信仰、著し^{いぢる} 18 彼は「汝の子孫かくのごとくならん⁵」と言われしままに、希望す
 19 べくもあらざるに、なお希望して、多くの民の父とならんことを信ぜり。19 しかも、その信仰弱
 ることなく、ほとんど百歳に及びて、おのが身はすでに死せるがごとく、サラ⁶の胎^たも死せるがご

20 とくなるを顧みず、20また神の約束につきてもいぶからず、躊躇せず、かえって神に光榮を歸し
 22-21 奉りて、21約し給いしことは、ことごとく遂げ給うべしと、あくまで知りて信仰を固めたり、22
 ゆえに、このこと義として彼に歸せられたるなり。

23 われらも信仰によりて義とせらる 23この「義として彼に歸せられたり」と書きしるされたる
 24 は、ただ彼のためのみならず、24またわれらのためなり。すなわちわれらも、わが主イエズス・
 キリストを死者のうちより復活せしめ給いし神を信仰する時は「義として」これを歸せらるべし、

25 25そは彼われらが罪のために渡され、またわれらが義とせられんために復活し給いたればなり。

① 創世記15・6、ガラチア書3・6、ヤコブ書2・23 ② 詩編31・1、2 ③ 創世記17・10 ④ 創世記17・4 ⑤ 創世記15・5 ⑥ その妻の名。

第三款 キリストによる義の充滿せること

1 **第五章** 信仰によりて義とせらるるの効果 1されば、われらは信仰によりて義とせられ、わが
 2 主イエズス・キリストをもって神と和睦したるなり。2また彼をもって、信仰によりて今立てる
 3 ところの恩寵に至ることを得て、神の（子どもの）光榮の希望をもって誇りとなす。3しかのみ
 4 ならず、われらはまた患難にあることを誇りとす、そは患難は忍耐を生じ、4忍耐は練達を生じ、
 5 練達は希望を生ずるを知らばなり。5そもそも希望は恥を来さず、けだし、われらに賜わりたる
 聖靈をもって、神の愛はわれらの心に注がれたり。

6 その原因は神の愛なり 6そもそもわれらがな弱かりしに、キリストが時至りて不敬者のた

7 めに死し給いしは何ぞや。7 それ義人のために死する者は稀まれなり、たれかあえて善人のために死
 8 なんや。8 しかるに神が、われらに対してその愛を著いぢしく表わし給うは、われらがなお罪人たり
 9 しに、時至りて、9 キリストわれらのために死し給いしをもつてなり。されば今や、われらはそ
 10 の御血をもつて義とせられたれば、なお彼によりて怒りより救わるべきなり。10 けだし、われら
 は敵なりしを、御子の死によりて神と和睦したる者なれば、いわんや和睦したるのちは彼の生命
 11 によりて救わるべきをや。11 しかのみならず、われらはまた今、和睦を得させ給いしわが主イエ
 ズス・キリストによりて、神をもつて誇りとなす。

第四款 キリストとアダンの比較

12 アダンの罪の結果 12 されば一人によりて罪この世に入り、また罪によりて死の入りしごとく、
 13 人みな罪を犯したるがゆえに、死すべての上に及べるなり。13 けだし律法の出ずるまでは罪は世
 14 にありしかど、律法なきをもつて罪とせられざりき。14 さりながらアダンよりモイゼに至るまで、
 アダンの犯罪はんざいのごとき罪を犯さざりし人々にも死は王たりき。そもそもアダンは将来のアダンの
 前表ぜんびようなり。

15 罪と贖あがないと五つの差異 15 されど罪と賜ものとは等しからず、すなわち一人の罪によりて死
 したる者は多けれども、神の恩寵と一人のイエズス・キリストの恵みとによれる賜ものは、まし
 16 て多くの人にあふれたるなり。16 また賜ものと一つの罪の結果とは等しからず、すなわち審判は

17 一つの罪よりして有罪の宣告に至りしに、賜ものは多くの罪より義とするに至れるなり。17 けだし一人の罪のために死はその一人よりして王となりたれば、まして、あふるるほどの恩寵と義の賜ものとをこうむる人々は、一人のイエズス・キリストによりて生命において王となるべし。18 されば一人の犯罪をもつて、いっさいの人間まで有罪の宣告を受くるに至りしごとく、いっさいの人間は一人の義をもつて義とせられ生命を得るに至れるなり。19 けだし一人の不従順によりて多くの人が罪人とせられしごとく、また一人の従順によりて多くの人は義人とせらるべし。20 律法入り来りて罪増ししかど、罪の増ししところには恩寵いや増せり。これ罪が死をもつて王となりしごとく、恩寵もまた、わが主イエズス・キリストによりて義をもつて王となり、永遠の生命に至らしめんためなり。

第二項 キリストによる義の道義的結果

第一款 キリストにおける信仰によりて義とせられし人の道義的生活

1 **第六章** 義とせられたる人々は以後罪を犯さず 1 さらばわれら何をか言わん、恩寵のあふれん

2 ことを期して罪に留まらんか、2 しからず、われらは罪に死したる者なれば、いかでかなお罪に
3 生くべき。3 知らずや、キリスト・イエズスにおいて洗せられしわれらが、みなその死に擬^キして
4 洗せられたることを。4 けだしわれらは、その死にならわんために洗礼をもつて彼とともに葬ら
れたるなり、これキリストが父の光栄をもつて死者のうちより復活し給いしごとく、われらもま

5 た新しき生命に歩まんためなり。5 けだしわれらは彼につがれてその死のありさまにあやかりたれば¹、その復活にもまたあやかるべし。6 われらの古き人が彼とともに十字架につけられしは、7 罪の身を滅ぼされて再び罪の奴隷^{どらい}とならざらんためなることは、われらこれを知る、7 死したる人は罪をのがれたればなり²。8 われらは信ず、われらもしキリストとともに死したらば、またキリストとともに生きんと。9 そはキリストは死者のうちより復活して、もはや死し給うことなく、10 死が更に、これをつかさどることなかるべしと知ればなり。10 死せしは罪のためにして、ひとたび死し給いたれど、生くるは神のために生き給うなり。11 かくのごとく汝らも、おのれを罪には死したる者なれども、神のためには、わが主キリスト・イエズスにおいて生ける者と思え。

12 結局 12 ゆえに罪は汝らをその諸欲に従わしむるほど、汝らの死すべき身のうちに王たるべからず。13 なおまた汝らの五体を不義の武器^{ぶき}として罪に献ぐることなかれ、かえって死したりしに生くる者として、おのれを神に献げ、五体をも神のために義の武器として献げよ。14 そは汝らすでに律法^{*}のもとにあらずして恩寵^{*}のもとにあるがゆえに、罪の汝らをつかさどることあるまじければなり。

15 聖徳の実を結ぶべし 15 しからば、いかにすべきか、われらは律法^{*}のもとにあらずして恩寵のもとにあるがゆえに罪を犯すべきか、しからず。16 知らずや、汝ら従わんとておのれを奴隷^{どらい}として献ぐれば、その従うところの者の奴隷となることを。あるいは罪の奴隷として死に至り、あるいは従順の奴隷として義に至る。17 されど神に感謝す、汝らは罪の奴隷たりしに引き渡されて学びたる教えの法^{のり}に心より従い、18 かつ罪より救われて義の奴隷となりたるなり。19 われ汝らの肉

の弱きに対して人の言い方をもつて言わん、すなわち汝ら、不義のために五体を不潔不義の奴隷^{どれい}として献げたりしがごとく、今は聖とならんために五体を義の奴隷として献げよ。20 汝ら罪の奴隷たりし時、義に対しては自由の身なりしが、21 その時に今恥とせることをもつて何の効果を得たりしぞ、すなわち、これらのことの果は死あるのみ。22 今はすでに罪より救われて神のしもべとなり、その得るところの効果は聖となることにして、その果は永遠の生命なり。23 けだし罪の報酬^{ほうしゅう}は死なるに、神の賜ものは、わが主イエズス・キリストによれる永遠の生命なり。

① キリストの死にあやからせるため、洗礼の時、水に沈めていた。② 罪を断つたとの意。原文には義とせられたりとある。

1 **第七章** 律法より許さる 1 兄弟たちよ、われ律法^{*}を知れる人々に言えば、汝ら律法に人のつか

2 さどらるるは生ける間のみなることを知らざるか。2 けだし夫ある女は、夫の存命中律法をもつてこれにつながるといえども、夫死すればこれに対する律法を解かるるなり。3 されば夫の存命中他の人につけば姦婦^{かんぶ}と呼ばれるべきも、夫死したる時はその律法より許され、他の人につくも姦婦にはあらざるなり。4 さればわが兄弟たちよ、汝らもキリストの「死」体によりて律法に対して死したる者となれり。これ死者のうちより復活し給いし他の者に属して、われらが神に実を結ばんためなり。5 けだし、われら肉にありし時¹、律法によれる罪科^{ざいこ}の諸欲、死の実を結ばせんとて、われらの五体のうちに働きたりしが、6 今や、われらはすでにつながれたりし死の律法より許されて、儀文^{ぎぶん}の古き²によらず、霊³の新しきによりて仕えまつるに至れり。

第二款 墮落者における律法

7 律法は罪を増す機会たりき 7 しからばわれら何をか言わん、律法は罪なるか、しからず。さりながら律法によらずしては、われ罪を知らざりき。けだし律法が「むさぼることなかれ」と言わざれば、われむさぼりを知らざりしに、8 罪は機会に乘じじょう掟によりて、わがうちにあらゆる欲望を引き起こせり。すなわち律法なき時、罪は死したるものにして、9 われは昔、律法なくて生きたりしが、掟来りしかば罪は生き返りて、10 われは死せり、かくてわれを生かさんとて与えられたる掟は死を来すものとなれり。11 けだし罪は掟の機会に乘じてわれをまどわし、かつこれをもつてわれを殺せり。12 さて律法は聖なり、掟も聖にしてかつ正しく、かつ善なり。13 しからば善なるもの、われに死となりたるか、しからず、ただ罪が罪と明らかに現われんために、善なるものをもつてわれに死を来し、掟によりて、はなはだ罪深き者となるに至りしなり。

14 心中の戦い 14 われら律法の靈的なることを知る、されどわれは肉的にして罪のもとに売られたる者なり。15 けだし、わが行なうところは、われこれを知らず、そは志す善はこれをなさずして、いとう悪はこれをなせばなり。16 かくてわれ、いとうことをなせば、律法と同意して自らこれを善なりとす、17 されば今これを行なう者は、もはやわれにあらずして、われに宿れる罪なり。18 けだし、われこれを知れり、善はわれに、すなわちわが肉に宿れるにあらず、そは志すこと、われに近しといえども善を全うすることを得ず、19 志す善はこれをなさず、いとう悪は、かえつてこれをなせばなり。20 かくてわれ、自らいとうことをなせば、もはやこれを行なう者はわれにあらずして、われに宿れる罪なり。21 さればわれ善をなさんとする時は法ほうとして悪のわれに近きを

23-22 覚ゆ。22 けだし精神によりては⁴神の律法を喜ぶといえども、23 わが五体にほかの法^{のり}ありてわが精神の法^{のり}に敵対し、われをとりこにして五体にある法^{のり}に従わしむるを認む。24 ああ、われは不幸の人なるかな、たれかこの死の肉体よりわれを救うべきぞ、25 わが主イエズス・キリストによれる神の恩寵これなり。ゆえにわれは自ら精神によりては神の律法に仕え、肉身によりては罪の法^{のり}に仕う。

① 肉欲に従っていた時の意。② 旧約の律法の意。③ 聖靈の意。④ 原文には内なる人によりては。

第三款 キリストによりて再生したる人の幸いなるありさま

第八章

霊に従う生活

1 さればキリスト・イエズスにありて肉に従いて歩まざる人においては、
 2 もはや罪に処せらるべきところなし、2 そは生命を与うる霊の法^{のり}はキリスト・イエズスにおいて
 3 罪と死との法^{のり}よりわれを救いたればなり。3 それ肉をもつて弱れるがゆえに律法はなすあたわざ
 りしを、神は罪の肉のごとき形をもつて御子を罪のために遣わし給い、その肉において罪を処分
 4 し給えり。4 これ肉に従わず霊に従いて歩めるわれらにおいて、律法の禁令^{のり}の全うせられんがた
 6-5 めなり。5 肉に従う人々は肉のことを好み、³ 霊に従う人々は霊のことを好み⁴。6 肉の好みは死
 7 「と」なり、⁵ 霊の好みは生命および平安「と」なる。7 そは肉の好みは神に敵対して神の律法に服
 8 せず、また服するあたわざればなり。8 されば肉におる人々は神のみ心にかなうあたわず。
 9 以上のことをロマ人に応用す 9 さて神の霊もし汝らに宿り給わば、汝らは肉におらずして霊
 10 におるなり⁵。人もしキリストの霊を有せずばキリストのものにあらず。10 もしキリスト汝らにい

11 まさば肉体は罪のために死したるものなれども、霊は義とせられたるために生く。11もしイエズスを死者のうちより復活せしめ給いしもの霊、汝らに宿り給わば、その死よりイエズス・キリストを復活せしめ給いしものは、汝らに宿り給えるその霊によりて汝らの死ぬべき肉体をも生かし給わん。12されば兄弟たちよ、われらは肉に対して肉に従いて生くべき負債ある者にあらず、13 けだし汝らもし肉に従いて生きなば死すべく、霊をもって肉の業を殺さば、かえって生くべし。14 そは何人によらず神の霊に導かるる人は神の子たればなり。

15 神の子とせらるること 15 けだし汝らの受けしは更に恐れをいなく奴隷たるの霊にあらず、子とせらるる霊を受けしなり。われらがアバすなわち父と呼ぶはこれがためなり。16 けだし「聖」霊自ら、われらの精神とともに、われらが神の子たるを証し給う。17 すでに子たればまた世継ぎたり、すなわち神の世継ぎにしてキリストと共同の世継ぎたるなり。これわれらもし、ともに苦しまば、光栄をもまたともに受くべきためなり。

18 光栄を受くべきこと 18 われ思うに、この世の苦しみはわれらが身の上に現わるべき将来の光栄に及ぶものにあらず、19 けだし被造物の仰ぎて待てるは神の子どもの現われんことを待てるなり。20 (1)被造物の嘆き 20 被造物は、むなしきに服せしめられたるも、これを好まず、おのれを希望をもって服せしめ給いしものに対して、しかするのみ。21 そは被造物も自ら腐敗の奴隷たることをのがれて神の子たちの光栄の自由を得べければなり。22 すなわち、われらは知る、被造物はみな今に至るまで相ともに嘆き、かつ陣痛じんつうに会えるなり、と。

23 (2)われらの嘆き 23 ただに被造物のみならず、聖霊の最初の賜ものを得たるわれらも、自ら心

24 のうちに嘆き、神の子どもとせられて肉体の贖われんことを仰ぎ待てるなり。24 けだし、われらの救われたるは、なお希望に留まる、見ゆる希望は希望にあらず、すでに見るところは、人何ぞこれを希望せん。25 見ざるところを希望するにあたりては、われらは忍耐をもってこれを待つ。

26 (3) 聖霊の嘆き 26 かくのごとく聖霊もまた、われらの弱きを助け給う。けだし、われら何を祈るべきかを知らざれども、〔聖〕霊自ら言うべからざる嘆きをもって、われらのために求め給う。

27 かくて心を見通し給うものは〔聖〕霊の望み給えるところを知り給う。そは神のみ旨に従いて聖徒のために求め給えばなり。

28 (4) 神は人の榮福を計らい給う 28 われらは知れり、神を愛する者、すなわち規定きていに応じて聖徒と召されたる人々には、万事ともに働きてそのために益あらざるはなし、と。29 けだし神は予知し給える人々を御子の姿にあやからしめんと予定し給えり、これ御子が多くの兄弟のうちに長子ちやうしたらんためなり。30 かくて予定し給いし人はまたこれを召し、召し給いし人はまたこれを義とならしめ、義とならしめ給いし人にはまた賜うに光榮をもつてし給いしなり。31 これらのことに加えて、われらまた何をか言わん、神もしわれらのためにし給わば、たれかわれらに敵対する者ぞ、

32 わが御子をすら惜しみ給わず、かえってわれら一同のために、これを渡し給いたれば、いかでかこれにそえて、いっさいをわれらに賜わざらんや。33 神に選ばれたる人々を訴うる者はたれぞ、

34 そは義とならしめ給う神ならんか。34 これらを罪に処する者はたれぞ、そは死して、しかも復活し、神の右にましまして、なおわれらのためにとりなし給うキリスト・イエズスならんか。

35 愛を主張す 35 さればキリストの愛あひよりわれらを引き離す者はたれぞ、これ苦難ならんか、憂

36 いか、飢えか、裸体か、危険か、迫害か、剣か、36 書きしるして「われら、ひねもす主のために
 37 死の危険に会い、ほふるべき羊のごとくせらるるなり」とあるがごとし。37 されどわれら、こ
 38 のすべてのことのうちにありて、われらを愛し給える者により、勝ちてなお余りあり。38 けだし
 われは確信す、死も、生も、天使も、¹⁰権勢も、¹¹能力も、¹²現在のことも、未来のことも、(力も)、
 39 高さも深さも、他のいかなる被造物も、わが主イエズス・キリストにおける神のいつくしみよ
 り、われらを離し得るものなし、と。

① 聖霊の導きの意。② 原文には義。③ ガラチア書 5・19、21 ④ ガラチア書 5・22、23 ⑤ 従うの意。⑥ コリン
 ト前書 13 ⑦ ザカリア 11・4 ⑧ 詩編 43・22 ⑨ ラテン訳では、に対して。⑩ ガラチア書 1・8 ⑪ あるいは権
 天使。⑫ あるいは能天使。

第三項 キリストによる義に対するユデア人の位置

第一款 イスラエル人排斥せられしも、^{はいせき}神の約束は誠実にして

その処置は正義完全なり

1 **第九章** ユデア人に対するパウロの悔み 1 われはキリスト「のみ前」に誠を言いて偽らず、わ
 2 が良心、聖霊と一致してわれに証明す。2 われに大いなる憂いあり、わが心に絶え間なき苦痛あ
 3 り。3 すなわち、わが兄弟たちのためには、われほとんど自らキリストに捨てられんことをす
 4 望まんとす。彼らは肉身上のわが親族なり、4 イスラエル人なり、神の子とせらるることと、¹光

5 榮²と、諸契約³と、律法^{*}と、拜礼^と、約束⁴とは彼らのものなり。5 祖先⁵たちは彼らのもの、キリストも肉身上よりすれば彼らより出で給いしなり。すなわち万物の上に世々祝せられ給う神にてまします、アメン。

6 イスラエル人排斥^{はいせき}は約束を無にするゆえんにあらず 6 されど神の言葉はすたれりと言うにはあらず、けだしイスラエルより出でし人みなイスラエル人たるにあらず、7 またアブラハムの末たる人みな子たるにあらず、ただし「イザアクより出ざる者は汝の末と呼ばれん」とあり。8 すなわち肉の子たる人々が神の子たるにあらずして、約束の子たる人々こそ、その末とせらるるなれ。9 けだし約束の言葉は、「この時⁷至らば、われ来らん、しかして「妻」サラには一子^{いっし}あるべし」と、これなり。10 しかのみならずレベッカもまた一人のわが先祖イザアクによりて「双児^{ふたご}を」懐胎^{かいたい}せしに、11 いまだ生まれず、また何らの良し悪しをなさざるうちに神の規定は選抜^{せんぱつ}に従いて存するため、12 行ないによらず召^めしによりて「兄は弟に仕えん」と言われたり。13 書きしるして「われヤコブを愛しエザウを憎^{にく}めり」とあるがごとし。

14 神は正義をそこない給わず 14 さればわれら何をか言うべき、神において不義ありや、しからず、15 そはモイゼにのたまわく「わが、あえてあわれまん人をあわれみ、あえて慈悲を施さん人に慈悲を施さん」と。16 されば欲する人にも走る人にもよらずして、あわれみ給う神によるなり。17 けだし聖書、ファラオンに言えらく「わが汝を立てしは、殊に汝において、わが権能を表わし、わが名を全世界に伝えられんためなり」と。18 されば神は、おぼしめしの人をあわれみ、おぼしめしの人を固くし給うなり。

19 質問に答う 19 これによりて汝あるいは言わん、さらば何ぞなおとがめ給うや、たれかそのお
 20 ぼしめしに抵抗せん、と。 20 ああ人よ、汝はたれなれば神に言い逆らうぞ。土器どきはおのれを作り
 21 たる人に向かいて、何ゆえにわれをかく作りしぞと言うか。 21 焼き物師は同じ土くれをもつて一
 22 つの器を尊き用のため、一つの器を卑しき用のために作るの権あるにあらずや。 22 神もし怒りを
 表わし給い、おのが権能を知らしめんとして、滅ぶべく備わりたる器を大いなる忍耐をもつて忍
 23 び給いしに、 23 光栄あるべく予備し給いしあわれみの器に対して、おのが光栄の豊かなるを示さ
 24 んとし給わばいかん、 24 あわれみの器として、ただにユデア人のうちよりのみならず、異邦人の
 25 うちよりわれらを召し給いしなり。 25 これオゼア書に、「われ、わが民たらざりし者をわが民と
 呼び、愛せられざりし者を愛せらるる者と（呼び、あわれみを得ざりし者を、あわれみを得る者
 26 と）呼ばん」¹⁴ 26 また「彼らすでに汝らはわが民にあらず、と言われしその所において生ける神の
 27 子どもとなえらるることあらん」¹⁵とのたまいしがごとし。 27 イザヤもイスラエルにつきて呼ば
 28 わりけるは、「イスラエルの子らの数かず、海の砂のごとくなるも、残る者のみ救われん。 28 けだし
 主は御言葉を速かに地上に行ない給うべければ、義をもつてこれを速かに全うし給うべし」¹⁶と。
 29 またイザヤが予言して、「万軍の主もしわれらに種を残し給わざりせば、われらはソドマ17のご
 とくなり、ゴモラに似たるものとなりしならん」¹⁸と言いしがごとし。

第二款 イスラエル人の排斥せらるるは、そのあやまちによれり

30 イスラエル人は信仰によらずして業わざによれり 30 しからばわれら何をか言うべき。義を追求せざりし異邦人*らは義を捕えたり、ただしこは信仰によれる義なり。31 かえってイスラエルは義の法のりを追求しつとも義の法のりに至らざりき。32 これ何のゆえぞ、彼らは信仰によらずして業わざによるがごとくにしたればなり。すなわち、つまづく石に突き当たれるなり、33 書きしるして、「見よ、われシオンにおいてつまづく石、突き当たる岩を置く、たれにもあれ、これを信ずる人は、はずかしめらるる者なからん」¹⁹とあるがごとし。

① 出エジプト記 4・22、申命記 14・1、エレミア 31・9、ホゼア 11・1 ② 出エジプト記 16・10、40・32、列王記略上 8・10 ③ 創世記 6・18、9・9、15・18、17・2、出エジプト記 2・24、レビ記 26・42等。④ ユデア人に対する神のもろもろの約束の意。⑤ 使徒行録 3・13、7・32 ⑥ 創世記 21・12 ⑦ 来年の意。⑧ 創世記 18・10、14 ⑨ 創世記 25・23 ⑩ 少なく愛したの意。マラキア 1・2、3 ⑪ 出エジプト記 33・19 ⑫ 出エジプト記 9・16 ⑬ エフェソ書 1・18、3・16、コロサイ書 1・27、本番 2・4 ⑭ ホゼア 2・24 ⑮ ホゼア 1・10(あるいは 2・1) ⑯ イザヤ 10・23 ⑰ 創世記 19 ⑱ イザヤ 1・9 ⑲ イザヤ 8・14、28・16

義を求めたり

1 イスラエル人は神の義をおきて、おのが義を求めたり 1 兄弟たちよ、わがせつに心に望むところ、神に祈るところは、彼らの救われんことなり。2 われ彼らが神に熱心なることを証明す、されど、その熱心は知識に一致せず。3 そは神の義1を知らず、かつおのが義を立てんことを努めて神の義に服せざればなり。4 けだし律法の終わりはキリストにして、これ信ずる人の、おのおの義とせられんためなり。5 かくてモイゼは律法による義につきて、「これをなせる人は律法によりて生くべし」²としるしたるに、6 信仰による義につきては言えらく、「汝、心のうちに言うことなかれ、たれか天に昇らんと」³、これキリストを引きくだすためならん。7 「あるい

8 は、たれか陰府よみにくだらんと、これキリストを死より呼び返すためならん。8 しかるに（聖書に）何と言えざるぞ、「御言葉4は汝に近く、汝の口にあり、汝の心にあり」と、これすなわち、われらが述ぶるところの信仰の言葉なり。9 けだし汝もし口をもって主イエズスを宣言し、心をもつて神のこれを死者のうちより復活せしめ給いしことを信せば救わるべし。10 そは心には信じて義とせられ、口には宣言して救霊たかりを得べければなり。11 すなわち、聖書にいわく、「（たれにもあれ）彼を信ずる人は、はずかしめられじ」と。12 けだし万民の主は唯一ゆいいつにましまして、頼み奉る。13 いっさいの人に対して豊かにましますば、ユデア人とギリシア人との別あることなし。13 ゆえにたれにもあれ、主のみ名を呼び頼む人は救わるべし。

14 福音に耳をかざりき 14 しからば、いまだ信ぜざりし者をいかにしてかこれと呼び頼まん、いまだ聞かざりし者をいかにしてかこれ信ぜん、述ぶる人なくばいかにしてか聞くべき、15 遣わされずばいかにしてか述べん、書きしるして、「あなうるわし、幸いに平和を告げ、善事を告ぐる人々の足8」とあるがごとし。16 されども、みな福音に従えるにはあらず、すなわちイザヤいわく、「主よ、われらに聞きて信ぜし者はたれぞや9」と。17 されば信仰は聞くより起こり、聞くはキリストの御言葉をもつてす。18 されどわれは言わん、彼らは聞こえざりしか、と。しからず、しかも「その声は全世界に行きわたり、その言葉は地の果はてにまで及べり10」19 されどわれは言わん、イスラエルは知らざりしか、と、「しからず」、モイゼ11まずいわく、「わが民たらざる者をもつて汝らを妬ましめ、愚かなる民に対して怒らしめん」と。20 イザヤもまたあえていわく、「われ探さざりし人々に見出だされ、尋ねざりし人々に公然と現われたり12」と。21 またイスラエルに向か

いといわく、「われ信ぜずして逆らえる民を、終日手をのべて待てり¹³」と。

- ① 神の定め給うた義の道の意。② レビ記 18・5、ガラチア書 3・12 ③ 申命記 30・11と14 ④ 律法をさす。⑤ 申命記 30・14 ⑥ イザヤ 28・16、本書 9・33 ⑦ ヨエル 2・32、使徒行録 3・16 ⑧ イザヤ 52・7 ⑨ イザヤ 53・1 ⑩ 詩編 18・5 ⑪ 申命記 32・21 ⑫ イザヤ 65・1 ⑬ イザヤ 65・2

第三款 イスラエル人にとりての大いなる慰め

1 **第十章** ユデア人みな頑固なるにはあらず 11 しからばわれは言わん、神はその民を捨て給い

しかと、しからず、そはわれもイスラエル人にして、アブラハムの末、ベンヤミンの族なればなり。2 神は予知し給いしおのれの民を捨て給わざりしなり。汝らエリアにつきて聖書の言えることを知らざるか、すなわち彼、イスラエル人を神に訴えて言えらく、3 「主よ、彼らは主の予言者たちを殺し、ことごとく主の祭壇をこぼてり、さてわれ一人残れるに、なおわが生命^{いのち}を求めんとするなり¹」と。4 しかして神の御答に何とのたまえるぞ、「われはおのれのために、バアルの前にひざまずかざる七千の男子を残したるなり²」と。5 かくのごとく今の時もまた恩寵の選みによりて残れる者は救われたり。6 恩寵によれば業^{わざ}によるにあらず、しからざれば恩寵はもはや恩寵にあらざるべし。7 しからば何ぞや、イスラエル人は、その求めいたりしところを得ず、選まれたる人はこれを得て、他の人はかたくな³になれり、8 書きしるして、「神は彼らに茫然^{ぼうぜん}たる精神、見得べからざる目、聞き得べからざる耳を賜いて今日に至る⁴」とあるがごとし。9 ダヴィド^{*}また、いわく、「願わくは、彼らの食卓、網となり、わなとなり、つまづくものとなり、報いとなれかし、

10 10 その目はくらみて見えざらしめ、その脊はいつもかがましめ給え⁵と。
 11 イスラエルのあやまちにより救いは異邦人に至れり 11 さればわれは言わん、彼らのつまずき
 しは倒れんためなるか、と、しからず、かえって彼らを妬ましむるよう、その墮落によりて救い
 12 は異邦人^{*}の上に来れり。 12 もし彼らの墮落が世の富となり、その減少は異邦人の富とならば、い
 13 わんや彼らの全数をや。 13 けだしわれ、汝ら異邦人に言わん、われ異邦人の使徒たる間は、わが
 14 「聖」役に栄誉を来さん。 14 これいかにもして、わが骨肉^{こつにく}たる者を刺激してこれを励まし、その
 15 幾ばくかを救わんためなり。 15 けだし彼らの排斥が世の和睦とならば、その採用は、あに死より
 16 再生するに同じからざらんや。 16 もしパンの初穂聖ならば全体もしかあるべく、根聖ならば枝も
 17 しかあるべし。 17 たとい幾ばくかの枝折られて野生^{やせい}のかんらんたりし汝これにつがれ、かんらん
 18 の根と液汁^{えきじゆう}とをともにするものとなりとも、 18 枝に向かいて誇ることもなかれ、誇らんとする
 19 も、汝が根を保つにあらざして根こそは汝を保つなれ。 19 汝あるいは言わん、枝の折られしは、
 20 わがつがれんためなり、と。 20 よし、彼らはその不信仰によりて折られしに、汝は信仰によりて立
 21 てるなり。されど高ぶることなかれ、かえって恐れよ。 21 けだし神は、もと木の枝を惜しみ給わ
 22 ざりしなれば、おそらくは汝をも惜しみ給わざるべし。 22 されば神の慈愛と厳格^{げんかく}とを見よ、倒れ
 し人々に対してはこれ厳格、汝に対してはこれ慈愛、ただしこれ汝がその慈愛に留まればのみ、し
 23 からずんば、汝も取り除かるべし。 23 彼らも、もし不信仰に留まらずばつがるるならん、そは神は
 24 再びこれをつぐことを得給えばなり。 24 汝は生来野生^{やせい}なるかんらんより切り取られ、その本性に
 反して、良きかんらんにつがれたれば、いわんや本性のものが、もとのかんらんにつがるるをや。

25 ユデア人、将来改心せん 25 兄弟たちよ、自らさとし、とすることなからんために、われは汝ら
 が、この奥義を知らざるを好まず、すなわちイスラエルの幾部分のかたくな⁶になれるは異邦人全^{*}
 体の入り来るまでなり。26 かくてイスラエルは、こぞりて救われるに至るべし、書きしるして、
 27 「救う者シオンに來り、ヤコブより不敬を去らしめん。27 われ彼らの罪を取り除きたらん時、彼
 28 らと結ぶべき約束はこれなり⁷」とあるがごとし。28 福音につきては彼ら汝らのために敵なれども、
 29 選抜^{セムバシ}につきてはその祖先のために至愛の者なり、29 そは神の賜ものと召しとは取り消さるること
 30 なければなり。30 かくて汝らも、もと神に従わざりしに、今や彼らの不従順⁹によりて慈悲をこう
 31 むりしごとく、31 今彼らの従わざるもまた汝らの「こうむりし」慈悲によりて、おのれも慈悲を
 32 こうむらんためなり。32 これ衆人をあわれみ給わんために、神がこれを不従順¹⁰にこめ給えるなり。
 33 ああ高大なるかな神の富と知恵¹¹と知識¹²と。その判定の悟りがたさよ、その道の極^{キホ}めがたさよ。
 34 たれか主のみ心を知り、たれかこれとともに計りたるぞ¹³。35 たれかまずこれに与えて、その報
 36 いを得ん者ぞ。36 けだし万事は彼によりて彼をもつて彼のためにあり、光榮世々彼にあるなり、
 アメン。

① 列王記略上19・10 ② 列王記略上19・18 ③ ラテン訳ではめしい。④ イザヤ6・9、マテオ13・14、ヨハネ12・
 40、使徒行録28・26 ⑤ 詩編69(ラテン訳では68)・23 ⑥ ラテン訳ではめしい。⑦ イザヤ59・20 ⑧ ラテン訳では信
 ぜざりし。⑨ ラテン訳では不信仰。⑩ ラテン訳では不信仰。⑪ 慈悲を言う。⑫ ラテン訳では神の知恵と知識との
 富。⑬ 知書9・13、イザヤ40・13、コリント前書2・16

第二編 倫理上のこと

第一項 キリスト的生活の勧告

第一款 キリスト信者相互の義務

第十二章

総則

1 されば兄弟たちよ、われ神のもろもろのあわれみによりて汝らに勧む¹。汝ら
 2 その体をもって、生ける聖なる神のみ心にかなえる犠牲^{いけにえ}、おのが道理的礼拝として供えよ²。2ま
 たこの世にならい従うことなく、かえって神のみ旨、すなわち善とみ心にかなうことと完全との
 3 いかなるものなるかを悟らん³ため、精神を一新^{いつしん}して自ら改革せよ。3 けだし、われ賜わりたる恩
 寵によりて汝らのうちにあるすべての人に言わん、おのれを重んずべき程度以上に重んぜず、適
 4 宜に、しかも神のそれぞれ分配し給いし信仰の量に従いて重んぜよ。4 けだし、われらは一つの
 5 体^{えだ}に多くの肢^{えだ}ありて、すべての肢^{えだ}その用を同じゅうせざるがごとく、5 われら多くの人はキリス
 トにおいて一つの体にして、おのおの互いに肢^{えだ}たるなり。

6 おのおの賜ものは公益に供すべし 6 さればわれらに賜わりたる恩寵に従いて賜ものを異^{こと}に
 7 したれば、予言は信仰の理^{こと}に従いてなし、7 聖役は聖役に「従事し」、教うる人は教えに「留ま
 8 り」。8 勧めをなす人は勧めをなし、与うる人は淡泊^{たんぱく}をもってし、つかさどる人は奮発^{ふんぱつ}をもって
 し、慈悲を施す人は喜びをもってすべし。

10-9 兄弟的愛 9 愛は表裏あるべからず、汝ら悪を嫌いて善につき、10 兄弟の愛をもって相いつく

12-11 しみ、互いに相推重し、11 注意を怠らず、熱心にして主に仕え、12 希望によりて喜び、患難に忍耐し、絶えず祈禱に従事し、13 聖徒の費用を助け、接待を行ない、14 汝らを迫害する人を祝せよ、祝して呪うことなかれ。15 喜ぶ人々とともに喜び、泣く人々とともに泣き、16 心を相同じゅうし、17 高きを思わずして低きにあまんじ、自ら賢しとすることなかれ。17 いかなる人にも悪をもって悪に報ゆることなく、ただに神のみ前のみならず衆人の前にも善なることを計り、18 汝らが力の及ぶかぎり、なし得べくんば衆人と相和せよ。19 至愛なる者よ、自ら復讐せずして「神の」怒りに任せよ、そは書きしるして、「主のたまわく、復讐はわれにあり、われは報いん」とあればなり。20 20 かえって汝の仇飢えなばこれに食せしめ、かわかばこれに飲ましめよ。かくすれば汝、彼の頭に燃え炭を積むならん、21 悪に勝たるることなく、善をもって悪に勝て。

① ラテン訳では、こいねがう。② フィリップ書4・18 ③ ラテン訳では神のよき、かつみ心にかなり、かつ完全なるおぼしめしのいかんを悟る。④ 申命記32・35、ヘブレオ書10・30 ⑤ 感化するであろうとの意。イザヤ25・21、22

第二款 社会における信徒の義務

1 **第十三章** 上権に服従すべし 1 人おのおの上かみに立てる諸権に服すべし。けだし権にして神より

2 出でざるはなく、現にあるところの権は神より定められたるものなり、2 ゆえに権に逆らう人は
3 神の定めさだめに逆らい、逆らう人々はおのれに罪を得。3 君主らきんしゆを恐るべきは、良き業よきわざのためためにあら
ずして悪しき業のためなり。汝、権を恐れざらんと欲するか、善を行なえ、しからば彼より誉ほまれを

4 得べし。4 そは汝を益せんための神の役者なればなり。されど汝もし悪を行なわば恐れよ、そは
 彼はいたずらに剣を帯ぶる者にあらず、神の役者にして悪を行なう人に怒りをもって報ゆる者な
 5 ればなり。5 されば服従することは汝らに必要にして、ただに怒りのためのみならず、また良心
 6 のためなり。6 けだし汝らはまた、これがために税を納む、そは彼らは神の役者にして、これが
 7 ために務むればなり。7 されば汝ら、すべての人に負債を返せ、すなわち税を納むべき人には税
 を納め、課物かかりものを払うべき人にはこれを払い、恐るべき人には恐れ、尊ぶべき人はこれを尊べ。
 8 愛は社会的負債ふさいなり 8 汝ら相愛あいあいするのほかは、たれにも何らの負債あるべからず、そは近き
 9 者を愛する人は律法を全うしたる者なればなり。9 けだし「汝、姦淫かんいんするなかれ、殺すなかれ、
 盗むなかれ、偽証するなかれ、むさぼるなかれ」、このほかに戒めありといえども、汝の近き者
 10 をおのれのごとくに愛せよ、との言葉のうちにつづまる。10 愛は他人に悪しきことをせず、ゆえ
 に愛は律法の完備なり。

11 救霊きゆうれいの接近は徳に進むの理由となる 11 かくすべきは、これわれらが時期を知れるゆえなり。
 すなわち眠りより起くべき時はすでに来れり、けだし信仰せし時よりも、われらの救霊たすかりは今や近
 12 きにあり。12 夜はふけたり、日は近づけり、さればわれらは闇の業わざを捨てて光の鎧よろいを着るべし、
 13 13 日中のごとく正しく歩むべくして、とう食しょくと酔よきよう、密通いんちんと淫乱せんらん、争闘そうとうとしつとに歩むべ
 14 14 ならず、14 かえって主イエズス・キリストを着よ、かつ悪欲起こるべき肉のおもんばかりをなす
 ことなかれ。

第三款 信仰の弱き信徒に対する方法

1 **第十四章** 事は神の審判に任すべし 1 信仰の弱き人を受くるに親切をもつてし、思うところを争うことなかれ。

2 その一例 2 けだし、ある人はすべてのものを食するをよしとするに、弱き人は野菜^{やさい}を食す¹。

3 食する人は食せざる人を軽んずべからず、食せざる人もまた食する人を是非すべからず、そは神は彼を受け入れ給いたればなり。 4 汝たれなれば他に属するしも、べ^べを是非するぞ、立つも倒るるも、その主にかかわることなり、ただし必ずや立つならん、そは神はこれを立たしむることを得給えばなり。

5 また一例 5 ある人は日と日とを弁別^{べんべつ}するに、他の人はいかなる日をも同一にす、おのおのその料簡^{りょうけん}に従うべきのみ。 6 日を区別する人は主のためにこれを区別し、食する人も主のために食す、そは神に感謝すればなり。 7 けだし、われらのうちにおのれのために生きる者なく、おのれのために死する者なし、 8 そは、われらは生くるも主のために生き、死するも主のために死すればなり。 ゆえにわれらは生くるも死するも主のものなり。 9 けだしキリストの死して復活し給いしは、死者と生者とをつかさどり給わんがためなり。 10 しかるに汝何ゆえに兄弟を是非するぞ、何ゆえに兄弟を軽んずるぞ、われらはみな神の法廷^{ひさ}に立つべき者なるをや。 11 書きしるして、「主のたまわく、われは生くるなり、すべて⁵の膝^{ひざ}、わが前にかがまり、すべての舌^{した}神を宣言するに至らん」とあるがごとし、 12 すなわちわれ

らは、おのおのおのれのことを神にたださるべし。

13 結局 13 さればわれら互いに罪を定むべからず、むしろ汝ら兄弟の前につまずかすべきもの、あるいはわなとなるものを置かざらんことを定めよ。14 われは主イエズスにおいて知り、かつ確信す、何ものも彼によりて自ら清からざるはなく、その清からざるは清からずと思う人においてのみ。

15 愛と平和とき主義とすべし 15 もし食物のために汝の兄弟を憂いしむれば汝はすでに愛に従いて歩む者にあらず、キリストの死して贖い給いし人を食物のために滅ぼすことなかれ。16 さればわれらの持てる良きものはものしらるべからず、17 そは神の国は飲食にあるにあらずして聖霊によれる義と平和と喜びとにあればなり。18 けだしこれをもってキリストに仕うる人は神のみ心にかない、人々にもよしとせらるるなり。19 ゆえにわれらは平和のことを追求して人の徳を立つべきことを互いに守るべきなり。20 食物のために神の事業を滅ぼすことなかれ、すべてのものは清しといえども食してつまずかする人には悪となる。21 肉食、飲酒、その他汝の兄弟のあるいは心を痛め、あるいはつまずき、あるいは弱くなることをせざるをよしとす。22 汝に「確」信あらんか、これを神のみ前にわが身のうちに保て。よしとすることにつきて、おのれをとがめざる人は幸いなり、23 されど疑いつつ食したる時は罪せらる、そは「確」信によりてせざればなり、すべて「確」信によらざることとは罪なり。

① ラテン訳では食すべし。② しもべとして。③ 旧約の例に従いて。④ コリント後書 5・10 ⑤ イザヤ 45・24、フィリッピ書 2・10 ⑥ コリント前書 8・11 ⑦ 新約によって得た自由。⑧ ラテン訳では信仰。

1 **第14章** キリストの所作は寛容を教う 1 われら強き者は弱き人々の虚弱をになうべくして、

2 おのれを喜ばすべからず、2 汝らおのおの近き人の徳を立つべく善事ぜんじをもってこれを喜ばすべし。
 3 3 けだしキリストはおのれを喜ばし給わず、かえって書きしるして、「汝「主」をののしれる人
 4 々の侮辱ごぶく、われに落ちかかれり」²、とあるがごとくになし給えり。4 けだし、すべて先に書きし
 るされたることは、われらに教訓となり、われらをして聖書による忍耐と慰めとをもって希望を
 5 保たしめんために書きしるされたるなり。5 願わくは忍耐と慰めとを賜う神、汝らをしてイエズ
 6 ス・キリストに従いて心を同じゅうせしめ、³ 6 一つの心、一つの口をもって、わが主イエズス・
 キリストの神にして父にてましますものをあがめ奉るを得しめ給わんことを。
 7 これにならいてなすべし 7 さればキリストが神の光栄のために汝らを受け入れ給いしごとく
 8 汝らも互いに受け入れよ。8 われは言わん、キリスト・イエズスが割礼「の人々」の役者となり
 9 給いしは、神の真実を表わし、祖先の「こうむりし」約束を固め、⁹ また異邦人をして神をその
 あわれみによりてあがめしめ給わんためなり。書きしるして、「されば主よ、われ異邦人のうち
 10 に汝を宣言し、かつみ名をほめ歌わん」⁴とあるがごとし。10 またいわく、「異邦人たちよ、主の民
 11 とともに喜べ」⁵、11 また「もろもろの国、主を賛美せよ、もろもろの民これをあがめ奉れ」⁶とあ
 12 り。12 またイザヤいわく、「イエッセの根は芽ゆゑざして異邦人を治むべき者起こらん、異邦人これ
 13 を希望せん」⁷と。13 願わくは希望の神、信仰によりて起こるいっさいの喜びと平安とを汝らに満
 たしめ、聖霊の力をもって汝らを希望に豊かならしめ給わんことを。

第二項 パウロ自身に関する事故じこ

第一款 弁解および願望

14 パウロは使徒として、はばかりなく書けり 14 わが兄弟たちよ、われも汝らが自ら慈愛に満ち、
 15 かつすべての知識に満ちて、よく互いに訓戒し得る者なることを確信す。15 されど兄弟たちよ、
 わがややもすれば、あまりにはばかりなく汝らに書き送りしこと、あたかも汝らをして思い出
 16 さしめんとせるごとくなるは、これ神よりわれに賜わりたる恩寵によれり。16 この恩寵あるは、
 われ異邦人のためにキリスト・イエズスの役者となりて神の福音の祭務を執行し、異邦人が聖霊
 17 によりて聖とせられ、み心にかなえる献げ物とならんためなり。17 されば神に関してキリスト・
 18 イエズスにおいてわが誇るべきところあり。18 けだしキリストが異邦人を従わしめんために、わ
 19 れを用い、言葉と行ないとをもって、19 印と奇跡との力および聖霊による力によりてなし給える
 ことにあらざれば、われあえてこれを語らず。すなわちエルザレムよりイルリュ〔州〕に至るま
 20 での地方を巡りてキリストの福音を満たせり。20 ただし福音を述べしはキリストのみ名のすでに
 21 となえられたる所にあらず、こは他人の置きたる基礎の上に築かざらんためなり。21 書きしるし
 て、「いまだ告げられざりし人々はこれを見ん、聞かざりし人々は悟らん」とあるがごとし。
 22 旅行のもくろみ 22 わが汝らに至ること、これがために妨げられて、われ今まで留められたり
 23 しが、23 今ははや、この地方になすべきことなく、汝らに至らんことは、とせらる年来のせつなる願いな
 24 れば、24 イスパニアへ行かん時に立ち寄りて汝らを見んこと、また汝らをもって幾分の満足を得

たるのち、汝らよりかしてへ送られんこと、これわが希望なり。

26-25 **目下**の用向き 25 されば今はエルザレムに至り聖徒たちに仕えんとす。26 けだしマケドニアお

よびアカヤ〔州〕(の人々)はエルザレムにおける聖徒の貧者のために、幾ばくかきよきん 醵金するをもつ

27 てよしとせり。27かの人々はこれをよしとせしが、しかも彼らに負債ある者なり。けだし異邦人

28 は彼らの霊的事物の分配を受けたれば、肉的事物をもつて彼らに供すべきなり。28 さればわれ、

29 この用事を終え、その実を彼らに分け与えてのち、汝らを経てイスパニアへ行かん。29 われ汝ら

に至らばキリスト(の福音)の豊かなる祝福をもつて至るべきは、わが知るところなり。

30 祈りを願う 30 ゆえに兄弟たちよ、わが主イエズス・キリストにより、また聖霊のいつくしみ

31 によりて、われ汝らにこいねがう。わがために神になす祈りをもつて、われとともに戦え。31こ

れユデアにある不信者よりわが救われんため、かつ持ち行く贈り物がエルザレムの聖徒たちの意

32 になわんため、32 わが神のみ旨に従い、喜びて汝らに至り、汝らとともに安んずることを得ん

33 ためなり。33 願わくは平和の神、汝ら一同とともにましまさんことを、アメン。

① ころえるの意。② 詩編69(ラテン訳では68)・10 ③ コリント前書1・10 ④ サムエル下22・50、詩編18(ラテン

訳では17)・50 ⑤ 申命記32・43 ⑥ 詩編117(ラテン訳では116)・1 ⑦ イザヤ11・10 ⑧ イザヤ52・15 ⑨ コリント

前書9・11 ⑩ ラテン訳では助力せよ。

第二款 種々の伝言など

第十七章

フェベのことを依頼す 1 われらの姉妹にしてケンクライ教会の女執事なるフェベを

2 汝らに依頼す。2 聖徒としてふさわしく、これを主において接待し、汝らに求めんすべてのこと
 においてこれを助けよ、そは、かの女おんな自らもすでに多くの人を助け、われをも助けたればなり。
 3 種々の伝言 3 こう、プリスカ、アクイラ2およびその家にある教会にもよろしくと言え。彼ら
 4 がキリスト・イエズスにおけるわが協力者にして、4 わが生命のために、おのが首を差し出だせ
 5 るは、一人われのみならず異邦人の諸教会もまた彼らに感謝するところなり。5 エペネトによる
 6 しくと言え、これわが愛する人にしてキリストにおける「小」アジア最初の信者なり。6 汝らの
 7 ために大いに尽力せしマリアによるしくと言え。7 アンドロニユおよびユニアによるしくと言え、
 彼らはわが親戚にして、われとともに監獄に入り、その名、使徒のうちが高く、われより先にキ
 9-8 リストにつきし者なり。8 主においてわが至愛なるアンプリアトによるしくと言え。9 キリスト
 (イエズス)にありて、われらの協力者なるウルバノおよびわが愛するスタキスによるしくと言え。
 11-10 10 キリストにおいて忠実なるアッペルレによるしくと言え。11 アリストブルの家なる人々による
 しくと言え。わが親族へロジオンによるしくと言え。ナルキスの家において主にある人々による
 12 しくと言え。12 主のために尽力する「婦人」トリフェナおよびトリフォザによるしくと言え。主
 13 のために大いに尽力せしわが至愛なる「婦人」ペルシデによるしくと言え。13 主において選まれ
 14 しルフォおよび彼が母にしてまたわが母なる人によるしくと言え。14 アッシンクリト、フレゴン、
 15 ヘルマス、パエトロバ、ヘルメスおよび彼らとともにある兄弟たち4によるしくと言え。15 フィロ
 ロゴおよびリア、ネレオおよびその姉妹、オリンピアおよび彼らとともにある聖徒一同によるしく
 16 と言え。16 聖なる接吻をもって互いによるしくと言え。キリストの諸教会汝らによるしくと言えり。

17 偽教師につきての忠告 17 兄弟たちよ、われ汝らに勧む⁵、汝らの学びし教えに反して争いおよ
 18 び妨げをなせる人々を認めてこれを避けよ。18 けだし、かかる族は^{ヤカラ}、わが主キリストに仕えずし
 て、おのが腹に仕え、甘き言葉およびこびへつらいをもって、無邪気^{むじやき}なる人々の心をまどわすな
 19 り。19 汝らが従順なることの、いずこにも聞こえたるは、わが汝らのために喜ぶところなり。た
 20 だ望むらくは汝らが善に対して賢く悪に対してうとからんことを。20 願わくは平和の神、速かに
 サタン^{*}を汝らの足の下に砕き給い、わが主イエズス・キリストの恩寵汝らとともにあらんことを。
 21 また伝言 21 わが協力者なるチモテオ⁶およびわが親族なるルシオとヤソンとソシパテルと、汝
 22 らによろしくと言えり。22 この書簡を書きし⁷われテルシオ、主において汝らによろしくと言う。
 23 23 全教会とわれとの宿主カヨ、汝らによろしくと言い、町の主計^{しゅけい}エラストおよび兄弟クワルト汝
 らによろしくと言えり。

24 書簡の末尾 24 願わくは、わが主イエズス・キリストの恩寵すべて汝らとともにあらんことを、
 25 アメン。25 なお長き世の間、黙せられしに、今や予言者たちの書に⁸応じて永遠の神の命^{めい}により信
 26 仰に服せしめんとて、万民に現われたる奥義の示しに従い、26 わが福音とイエズス・キリストの
 27 宣教とに⁹応じて、よく汝らを堅固ならしむるを得給うもの、27 すなわち唯一^{ゆいいつ}の知者にましまする
 神に、イエズス・キリストをもって世々尊貴^{そんき}と光栄とあれかし、アメン。

① 教会における聖役の名。② 使徒行録18・2、26 ③ キリスト信者であるの意。④ 信徒。⑤ ラテン訳では、こいね
 がう。⑥ 使徒行録16・1 ⑦ パウロの書記として。